

神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則

令和5年規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（令和5年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

(個人情報登録簿)

第3条 条例第3条第1項第8号の規則で定める事項は、電子計算機処理の有無とする。

(写しの作成及び送付に要する費用)

第4条 条例第4条に規定する作成に要する費用の額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 条例第4条に規定する送付に要する費用の額は、送付に要する郵便料金相当額とする。

3 条例第4条に規定する費用は、開示を受けるときまでに納付しなければならない。

(開示請求書)

第5条 条例第5条に規定する規則で定める事項は、当該本人開示請求に係る本人の氏名及び住所又は居所（代理人が開示を請求する場合に限る。）とする。

(電磁的記録の開示方法)

第6条 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）の法第87条第1項の規定により行政機関等が定める方法は、次に掲げる方法であって、実施機関がその保有する専用機器又はプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）により行うことができるものとする。

(1) 保有個人情報に係る部分を用紙に出力したものの閲覧

(2) 保有個人情報に係る部分を再生又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取

(3) 保有個人情報に係る部分を用紙に出力したものの交付

(4) 保有個人情報に係る部分を光ディスクに複製したものの交付

(審査会への諮問)

第7条 条例第6条第2号の規則で定める場合は、次のとおりとする。

(1) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(2) 目的外の利用及び提供に関する次に掲げる場合

ア 法第69条2項第2号及び第3号に定める「相当の理由」の妥当性の審査その他の運用上の細則を定め、あるいはその解釈につき疑義が生じた場合

イ 法第69条2項第4号に定める場合に該当することの妥当性の審査その他の運用上の細則を定め、あるいはその解釈につき疑義が生じた場合

(3) 法令に基づく目的外の提供の妥当性の審査その他の運用上の細則を定め、あるいはその解釈につき疑義が生じた場合及び提供の可否の審査を求める場合

(4) 業務委託又は共同事業など、利用目的のために、法令又は条例等の直接の規定によらず、保有個人情報を提供する場合の運用上の細則を定め、あるいはその解釈につき疑義が生じた場合

(5) 死者に関する情報の取扱いについて専門的な知見に基づく意見を聞くことが必要である場合又は特定個人情報の全項目評価の第三者点検に係る場合その他の個人情報に係る専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると広域連合の機関が認める場合

(様式)

第8条 条例及びこの規則の規定による書類の様式は、別表第2に定めるとおりとする。

2 医療診療報酬明細書等の開示についての様式は、別に定める。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和5年3月29日規則第9号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

行政文書の種類	写しの作成の方法		金額
文書、図画及び写真	複写機により複写したもの(日本産業規格 A 列 3 番までの大きさの用紙を用いたものに限る。)	単色刷り	1 枚につき 10 円
		多色刷り	1 枚につき 50 円
	複写機により複写したもの(日本産業規格 A 列 3 番を超える大きさの用紙を用いたものに限る。)	実費	
電磁的記録	用紙に出力したもの(単色刷り)		1 枚につき 10 円
	光ディスク (日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。) に複写したもの		1 枚につき 200 円
	光ディスク (日本産業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。) に複写したもの		1 枚につき 200 円

(備考)

- 1 保有個人情報記録された電磁的記録の写し(電磁的記録にあつては、用紙に出力したものに限る。)を作成する場合は、日本産業規格 A 列 3 番までの大きさの用紙を用いるものとする。
- 2 文書、図画及び写真の写しを作成する場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として算定する。
- 3 同表に掲げる以外の写しについては、実費を算定して定める額とする。

別表第 2 (第 8 条関係)

様式番号	様式の種類	関係条文
様式第 1 - 1	個人情報ファイル事前通知書 (保有)	法第 74 条第 1 項
様式第 1 - 2	個人情報ファイル事前通知書 (変更)	法第 74 条第 1 項
様式第 1 - 3	個人情報ファイル事前通知書 (保有 終了等)	法第 74 条第 3 項
様式第 1 - 4	個人情報ファイル簿 (単票)	法第 75 条第 1 項
様式第 1 - 5	個人情報取扱事務簿 (単票)	条例第 3 条第 1 項
様式第 2 - 1	開示請求書	法第 77 条第 1 項
様式第 2 - 2	開示決定通知書	法第 82 条第 1 項
様式第 2 - 3	開示の実施方法等申出書	法第 87 条第 3 項
様式第 2 - 4	開示をしない旨の決定通知書	法第 82 条第 2 項
様式第 2 - 5	開示決定等期限延長通知書	法第 83 条第 2 項
様式第 2 - 6	開示決定等期限特例延長通知書	法第 84 条
様式第 2 - 7	他の行政機関の長等への開示請求事 案移送書	法第 85 条第 1 項
様式第 2 - 8	開示請求者への開示請求事案移送通 知書 (他の行政機関の長等)	法第 85 条第 1 項
様式第 2 - 9	第三者意見照会書 (法第 86 条第 1 項 適用)	法第 86 条第 1 項
様式第 2 - 10	第三者意見照会書 (法第 86 条第 2 項 適用)	法第 86 条第 2 項
様式第 2 - 11	第三者開示決定等意見書	法第 86 条第 1 項、 第 2 項
様式第 2 - 12	開示決定通知を行った旨の反対意見 書提出者への通知書	法第 86 条第 3 項
様式第 2 - 13	開示請求に係る手数料の免除申請書 (特定個人情報に係る開示請求関 係)	行政手続における 特定の個人を識別 するための番号の 利用等に関する法 律施行令第 33 条 第 2 項
様式第 2 - 14	開示請求に係る手数料の免除決定通 知書 (特定個人情報に係る開示請求 関係)	法第 89 条第 3 項、 行政手続における 特定の個人を識別 するための番号の 利用等に関する法 律第 30 条第 1 項
様式第 2 - 15	開示請求に係る手数料の免除をしな い旨の決定通知書 (特定個人情報に 係る開示請求関係)	法第 89 条第 3 項、 行政手続における 特定の個人を識別 するための番号の

		利用等に関する法律第30条第1項
様式第2-16	訂正請求書	法第91条第1項
様式第2-17	訂正決定通知書	法第93条第1項
様式第2-18	訂正をしない旨の決定通知書	法第93条第2項
様式第2-19	訂正決定等期限延長通知書	法第94条第2項
様式第2-20	訂正決定等期限特例延長通知書	法第95条
様式第2-21	他の行政機関の長等への訂正請求事案移送書	法第96条第1項
様式第2-22	訂正請求者への訂正請求事案移送通知書	法第96条第1項
様式第2-23	保有個人情報提供先への訂正決定通知書	法第97条
様式第2-24	利用停止請求書	法第99条第1項
様式第2-25	利用停止決定通知書	法第101条第1項
様式第2-26	利用停止をしない旨の決定通知書	法第101条第2項
様式第2-27	利用停止決定等期限延長通知書	法第102条第2項
様式第2-28	利用停止決定等期限特例延長通知書	法第103条
様式第2-29	諮問書（開示決定等）	法第105条第1項
様式第2-30	諮問書（訂正決定等）	法第105条第1項
様式第2-31	諮問書（利用停止決定等）	法第105条第1項
様式第2-32	諮問書（開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為）	法第105条第1項
様式第2-33	諮問をした旨の通知書（審査請求人等）	法第105条第2項

様式第 1 - 1

個人情報ファイル事前通知書（保有）

文書番号
年 月 日

個人情報保護委員会委員長 宛て

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

個人情報ファイルの保有について（通知）

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 74 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり通知する。

個人情報ファイルの名称		
行政機関の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 含む	
記録情報の経常的提供先		
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイル簿に記載しない事項	記録項目	
	記録情報の収集情報	
	記録情報の経常的提供先	
個人情報ファイル簿への掲載	<input type="checkbox"/> 掲載する <input type="checkbox"/> 掲載しない	
保有開始の予定年月日	年 月 日	
備考		

(注) 個人情報ファイル簿への掲載の欄は、該当する□にレ点を記入すること。

様式第 1 - 2

個人情報ファイル事前通知書（変更）

文書番号
年 月 日

個人情報保護委員会委員長 宛て

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

個人情報ファイルの変更について（通知）

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 74 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり通知する。

別紙

(変更)

個人情報ファイル の名称		
行政機関の名称		
変更の予定年月日		
変更事項	変更前	変更後

様式第 1 - 3

個人情報ファイル事前通知書（保有終了等）

文書番号
年 月 日

個人情報保護委員会委員長 宛て

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

個人情報ファイルの保有終了等について（通知）

年 月 日付け（文書番号）により通知した（個人情報ファイルの名称）
については、年 月 日に（その保有をやめた・法第 74 条第 2 項第 9 号に
該当するに至った）ので、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57
号）第 74 条第 3 項の規定に基づき通知する。

（備考）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル の名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイル が利用に供される 事務をつかさどる 組織の名称		
個人情報ファイル の利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方 法		
要配慮個人情報 が含まれるときは、そ の旨		
記録情報の経常的 提供先		
開示請求等を受理 する組織の名称及 び所在地	(名称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止 に関する他の法令 の規定による特別 の手續等		
個人情報ファイル の種別	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル） （政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
行政機関等匿名加 工情報の提案の募 集をする個人情報 ファイルである旨		
行政機関等匿名加 工情報の提案を受 ける組織の名称及		

び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	

個人情報取扱事務簿（単票）

個人情報取扱事務の名称	
個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称	
個人情報取扱事務の目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 含む
記録情報の経常的提供先	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名称)
	(所在地)
電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考	

保有個人情報開示請求書

年 月 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒

TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

2 求める開示の実施方法等（ア または イ のいずれかに してください。）

※円滑な開示のために記載願います。

ア 写しの送付を希望する。

イ 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> 閲覧 写しの交付

その他 (_____)

3 開示請求者（該当するものに してください。）

本人 法定代理人 任意代理人

法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ下記に記載してください。

本人の状況等（該当するものに してください。）

(ア) 本人の状況 成年被後見人 任意代理人委任者 その他

(イ) ^(ふりがな) 本人の氏名 _____ (_____)

(ウ) 本人の住所又は居所 _____

開示請求者 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 82 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

- 2 不開示とした部分とその理由

--

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、神奈川県後期高齢者医療広域連合長を被告として、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

--

- 4 開示の実施の方法等（方法が決定済の場合）

(1) 開示の実施の方法
(2) 開示の日時及び場所
日時 年 月 日 午前・午後 時 分
場所

5 開示の実施の方法等（方法が未決定の場合。同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

時間：

場所

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

<本件連絡先>

神奈川県後期高齢者医療広域連合

課 係

電話：

FAX：

e-mail：

(説明)

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から 30 日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知書の 4 (1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

事務所における開示の実施を選択される場合は、通知書の 4 (2)「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、「本件連絡先」に記載した担当まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の 30 日前には当方に届くように提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、送付に要する費用負担が必要となります。

2 決定に対する審査請求等

決定に不服がある場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、審査請求又は取消訴訟を提起することができます。これについては、この通知書の「2 不開示とした部分とその理由」の「※」をお読みください。

3 開示の実施について

- (1) 事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、この通知書をお持ちください。
- (2) 写しの送付を希望された場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」に併せて、お知らせした送付に要する費用を郵便切手で送付してください。

4 本件連絡先

開示の実施方法等、審査請求の方法等についてご不明な点がありましたら、本欄に記載した担当までお問合せください。

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____

TEL _____

(_____)

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 87 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申出をします

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	①全部 ②一部 (_____)
	(2) 複写したものの交付	①全部 ②一部 (_____)
	(3) その他 (_____)	①全部 ②一部 (_____)

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無

〔 有：同封する郵便切手当の額 _____ 円
無 _____ 〕

<本件連絡先>

神奈川県後期高齢者医療広域連合

課 係

電話：

FAX：

e-mail：

(開示請求者) 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報の開示をしない旨の決定について (通知)

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 82 条第 2 項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます (なお、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法 (昭和 37 年法律第 139 号) の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、神奈川県後期高齢者医療広域連合長を被告として、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>

神奈川県後期高齢者医療広域連合
課 係

電話 :

FAX :

e-mail :

(開示請求者) 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、下記のとおり期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

神奈川県後期高齢者医療広域連合
課 係

電話：

FAX：

e-mail：

(開示請求者) 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について (通知)

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 84 条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 84 条の規定 (開示決定等の期限の特例) を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日

<本件連絡先>

神奈川県後期高齢者医療広域連合
課 係

電話 :

FAX :

e-mail :

(他の行政機関の長等) 殿

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 85 条第 1 項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： (法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____)
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>

神奈川県後期高齢者医療広域連合
課 係

電話：

FAX：

e-mail：

(開示請求者) 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 85 条第 1 項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

<本件連絡先>

神奈川県後期高齢者医療広域連合
課 係

電話：

FAX：

e-mail：

(第三者利害関係人) 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報の開示請求に関する意見について (照会)

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている (あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課室名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>

神奈川県後期高齢者医療広域連合
課 係

電話：

FAX：

e-mail：

(第三者利害関係人) 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報の開示請求に関する意見について (照会)

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課室名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>

神奈川県後期高齢者医療広域連合
課 係

電話:

FAX:

e-mail:

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 殿

(ふりがな)
氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	

(反対意見書を提出した第三者) 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について (通知)

(あなた、貴社等) から 年 月 日付で「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 86 条第 3 項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定した日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます (なお、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法 (昭和 37 年法律第 139 号) の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、神奈川県後期高齢者医療広域連合長を被告として、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>

神奈川県後期高齢者医療広域連合
課 係

電話 :

FAX :

e-mail :

開示請求に係る手数料の免除申請書

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 殿

氏名

住所又は居所

連絡先電話番号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第 33 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、保有個人情報の開示請求に係る手数料の免除を申請します。

記

1 開示を請求する保有個人情報

2 免除を求める理由

ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項第○号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。

イ その他

（注）ア又はイのいずれかに○印を付してください。

アに○を付した場合は、生活保護法第 11 条第 1 項のうち該当する号を記載するとともに、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

イに○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

開示請求に係る手数料の免除決定通知書

(開示請求者) 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

年 月 日付けで請求のありました開示請求に係る手数料の免除申請について、行政
手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第30条第1項の規
定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第89条第3項の規定に基づき、
下記のとおり、免除することとしましたので通知します。

記

対象となる保有個人情報の名称

開示請求に係る手数料の免除をしない旨の決定通知書

(開示請求者) 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

年 月 日付けで請求のありました開示請求に係る手数料の免除申請については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第30条第1項の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律に規定する免除理由に該当しませんので通知します。

記

- 1 対象となる保有個人情報の名称
- 2 免除が認められない理由等

(注)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、神奈川県後期高齢者医療広域連合長を被告として、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 殿

(ふりがな)
氏名

住所又は居所

〒

Tel

()

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他() ※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。		
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 イ (ふりがな) 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____		
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()		
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()		

(訂正請求者) 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

- ※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、神奈川県後期高齢者医療広域連合長を被告として、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

神奈川県後期高齢者医療広域連合
課 係

電話：

FAX：

e-mail：

(訂正請求者) 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、神奈川県後期高齢者医療広域連合長を被告として、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

神奈川県後期高齢者医療広域連合
課 係

電話：

FAX：

e-mail：

(訂正請求者) 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報訂正決定等の期限の延長について (通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 94 条第 2 項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日 (訂正決定等期限 年 月 日)
延長の理由	

<本件連絡先>

神奈川県後期高齢者医療広域連合

課 係

電話 :

FAX :

e-mail :

(訂正請求者) 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について (通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 95 条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 95 条の規定 (訂正決定等の期限の特例) を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>

神奈川県後期高齢者医療広域連合
課 係

電話 :

FAX :

e-mail :

(他の行政機関の長等) 殿

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： (法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____)
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>

神奈川県後期高齢者医療広域連合

課 係

電話：

FAX：

e-mail：

(訂正請求者) 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

<本件連絡先>

神奈川県後期高齢者医療広域連合

課 係

電話：

FAX：

e-mail：

(他の行政機関の長等) 殿

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について (通知)

(他の行政機関の長等) に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 92 条の規定により訂正を実施しましたので、同法第 97 条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定をするための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

<本件連絡先>

神奈川県後期高齢者医療広域連合
課 係

電話 :

FAX :

e-mail :

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 殿

(ふりがな)
氏名

住所又は居所

〒 () Tel ()

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他() ※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 イ (ふりがな) 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()

(利用停止請求者) 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、神奈川県後期高齢者医療広域連合長を被告として、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

神奈川県後期高齢者医療広域連合
課 係

電話：

FAX：

e-mail：

(利用停止請求者) 殿

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこと とした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、神奈川県後期高齢者医療広域連合長を被告として、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

神奈川県後期高齢者医療広域連合
課 係

電話：

FAX：

e-mail：

(利用停止請求者) 殿

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について (通知)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 102 条第 2 項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長後の期間	日 (利用停止決定等の期限 年 月 日)
延長の理由	

<本件連絡先>

神奈川県後期高齢者医療広域連合
課 係

電話 :

FAX :

e-mail :

(利用停止請求者) 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について (通知)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 103 条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 103 条の規定 (利用停止決定等の期限の特例) を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>

神奈川県後期高齢者医療広域連合

課 係

電話 :

FAX :

e-mail :

様式第 2 - 2 9

文書番号
年 月 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 御中

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

諮問書

個人情報の保護に関する法律第 82 条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、
審査請求があったので、同法第 105 条第 1 項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る開示決定 等 (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 一部開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、記号番号 (2) 開示決定等をした者 (3) 開示決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書 (写し) ② 保有個人情報の開示をする旨の決定について (通知) (写し) 又は保有個人情報の開示をしない旨の決定に ついて (通知) (写し) ③ 審査請求書 (写し) ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報に記載された行政 文書等 (写し) ⑥ その他参考資料
7 広域連合担当課、担当者名 電話番号、FAX 番号、メ ールアドレス、住所等	

(注1) 2の「(開示決定等の種類)」については、該当する開示決定等の□をチェックすること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑥の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第83条第2項又は第84条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

文書番号
年 月 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 御中

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

諮問書

個人情報の保護に関する法律第93条の規定に基づく訂正決定等について、別紙のとおり、
審査請求があったので、同法第105条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る訂正決定 等 (訂正決定等の種類) <input type="checkbox"/> 訂正決定 <input type="checkbox"/> 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、記号番号 (2) 訂正決定等をした者 (3) 訂正決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報訂正請求書 (写し) ② 保有個人情報の訂正をする旨の決定について (通知) (写し) 又は保有個人情報の訂正をしない旨の決定に ついて (通知) (写し) ③ 審査請求書 (写し) ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 広域連合担当課、担当者名 電話番号、FAX 番号、メ ールアドレス、住所等	

(注1) 2の「(訂正決定等の種類)」については、該当する訂正決定等のをチェックすること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適切と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第94条第2項又は第95条の規定に基づく訂正決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から訂正請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

文書番号
年 月 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 御中

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

諮問書

個人情報の保護に関する法律第101条の規定に基づく利用停止決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る利用停止 決定等 (利用停止決定等の種類) <input type="checkbox"/> 利用停止決定 <input type="checkbox"/> 不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、記号番号 (2) 利用停止決定等をした者 (3) 利用停止決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報利用停止請求書 (写し) ② 保有個人情報の利用停止をする旨の決定について (通知) (写し) 又は保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について (通知) (写し) ③ 審査請求書 (写し) ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 広域連合担当課、担当者名 電話番号、FAX 番号、メ ールアドレス、住所等	

(注1) 2の「(利用停止決定等の種類)」については、該当する利用停止決定等のをチェックすること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適切と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第102条第2項又は第103条の規定に基づく利用停止決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から利用停止請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

文書番号
年 月 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 御中

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

諮問書

個人情報の保護に関する法律第 76 条の規定に基づく開示請求[個人情報の保護に関する法律第 90 条の規定に基づく訂正請求、個人情報の保護に関する法律第 98 条の規定に基づく利用停止請求]に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第 105 条第 1 項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 開示請求[訂正請求、利用停止請求]に係る保有個人情報等の名称等	
2 審査請求に係る開示請求[訂正請求、利用停止請求]	(1) 開示請求[訂正請求、利用停止請求]の日付、受付番号等 (2) 開示請求[訂正請求、利用停止請求]の宛先
3 補正に要した日数、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の期限	
4 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
5 諮問の理由	
6 参加人等	
7 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書[訂正請求書、利用停止請求書] (写し) ② 審査請求書 (写し) ③ 理由説明書 ④ その他参考資料
8 広域連合担当課、担当者名、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、住所等	

(注1) 1の「開示請求[訂正請求、利用停止請求]に係る保有個人情報の名称等」については、開示請求の場合には、当該開示請求に係る保有個人情報の名称を、訂正請求又は利用停止請求の場合には、当該訂正請求又は利用停止請求の名称を記述すること。

(注2) 3の「補正に要した日数、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の期限」については、補正を求めた場合には当該補正に要した日数を、個人情報の保護に関する法律第83条第2項[同法第94条第2項、第102条第2項]の規定による期間の延長を行った場合には開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の期限を、同法第84条の規定が適用された場合には残りの保有個人情報について開示決定等をする期限[同法第95条又は第103条の規定が適用された場合には訂正決定等又は利用停止決定等をする期限]を、それぞれ記述すること。

(注3) 5の「諮問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の機関(※)が経過していないと考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(※) 行政不服審査法第3条に規定する「相当の期間」を指す。以下同じ。

- (注4) 7の③の「理由説明書」においては、例えば、開示請求から相当の期間(※)が経過していないと考える理由について、個人情報の保護に関する法律第84条の規定が適用された場合には、同条を適用した理由、同条の「相当の期間」として設定した期間の妥当性などを具体的に記述すること。
- (注5) 7の④の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第83条第2項又は第84条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

(審査請求人等) 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合長

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

年 月 日付けの神奈川県後期高齢者医療広域連合長に対する審査請求について、下記のとおり神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（第15年法律第57号）第105条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号

<本件連絡先>

神奈川県後期高齢者医療広域連合
課 係

電話：

FAX：

e-mail：

(注1)「審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]」の欄については、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の日付・記号番号、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]をした者、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の種類（開示決定、不開示決定等）を記載する。

(注2)「諮問日・諮問番号」の欄は、神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。